本号で公布された法令のあらまし

◇保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一三七号）（金融庁）

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二二年法律第五一号）の施行期日は、平成二三年五月一三日とすることとした。

◇保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（金融庁）

1　認可特定保険業の行う包括移転の対象から除かれる保険契約等

㈠　保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二二年法律第五一号）による改正後の保険業法等の一部を改正する法律（平成一七年法律第三八号。以下「平成一七年改正法」という。）附則第三条第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第一〇五号）第一三五条第二項及び平成一七年改正法附則第四条第一一項において読み替えて準用する同法第一三五条第二項に規定する包括移転の対象から除かれる保険契約として、保険契約の移転の公告等のときにおいて既に保険事故が発生している保険契約等を定めることとした。（保険業法施行令の一部を改正する政令（以下「平成一七年改正令」という。）附則第一条の二、第一条の三第三項関係）

㈡　平成一七年改正法附則第四条第一七項において読み替えて準用する保険業法第一五三条第三項に規定する認可特定保険業者の解散等に係る認可をしない理由とならない保険契約として、解散等に係る認可の申請の日において既に保険事故が発生している保険契約等を定めることとした。（平成一七年改正令附則第一条の三第六項関係）

㈢　平成一七年改正法附則第四条第一七項において読み替えて準用する保険業法第一六五条の二四第五項から第七項までの保険金請求権等の範囲を、同条第二項の規定により官報に公告したときにおいて既に生じているものに限ることとした。（平成一七年改正令附則第一条の三第七項関係）

2　認可特定保険業者に保険契約の申込みをした者が保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合等

㈠　平成一七年改正法附則第四条の二において読み替えて準用する保険業法第三〇九条第一項第六号に規定する保険契約の申込みの撤回等ができない場合として、申込者等があらかじめ日を通知して認可特定保険業者等の営業所等を訪問し、かつ、当該通知又は訪問の際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において申込みをした場合等を定めることとした。（平成一七年改正令附則第一条の四第二項関係）

㈡　平成一七年改正法附則第四条の二において読み替えて準用する保険業法第三〇九条第二項の規定により同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととした。（平成一七年改正令附則第一条の四第三項関係）

3　認可特定保険業者等に関する長官権限の委任

平成一七年改正法附則第三六条第一項の規定により内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限のうち平成一七年改正法附則第二条第一項の認可等に係る権限を、認可特定保険業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に委任することとした。（平成一七年改正令附則第五条の二関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年五月一三日）から施行することとした。

政　令

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を次に公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百三十七号

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年五月十三日とする。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
外務大臣　松本　剛明
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍
防衛大臣　北澤　俊美

保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百三十八号

保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二を次のように改める。

（包括移転の対象から除かれる保険契約）

第一条の二　保険業法等の一部を改正する法律（以下この条から附則第八条の二までにおいて「改正法」という。）附則第三条第二項において読み替えて準用する保険業法（以下この条から附則第八条までにおいて「法」という。）第百三十五条第二項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二　公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時において保険期間の中途で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）